スモリバLINEクーポン２０２３取扱店舗募集要項

１．募集の趣旨

　電子クーポンによる消費下支え等を通じた生活者支援を促すとともに、町内飲食店、小売店、生活関連サービス等の中小事業者の支援を図ることを目的に、スモリバLINEクーポン事業を実施する。ついては、電子クーポンを「スモリバLINEクーポン２０２３」と呼称し、小川町スモリバLINEクーポン２０２３事業実施要綱（令和５年小川町告示第１２７号。以下実施要綱という。）の定めに基づき取扱店舗を募集するとともに、その他必要な事項を定める。

２．事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | スモリバLINEクーポン２０２３ |
| 発 行 者 | 小川町 |
| 配信総額 | １０，０５０，０００円※予算の範囲内において、使用状況に照らしつつ配信する。予算に達した時点で配信終了とする。 |
| 配信方法 | LINEアカウント「小川町情報 スモリバ」に友達登録したアカウントに対して電子クーポンとして配信する。町内在住か町外在住かは問わない。 |
| 配信日配信枚数 | 【基本隔週金曜日】計４回（予定）１回の配信につき、各店舗１枚のクーポンを配信する。※予算の範囲内において、使用状況に照らしつつ配信する。予算に達した時点で終了とする。 |
| 使用期限 | 次のクーポンが配信される前日まで(配信日を含めて最大14日間) |
| 割引金額 | 割引金額は、下記①～③のいずれかを取扱店舗が登録申込時に選択できる。①**５００円**（税込み）以上の取引に対して、クーポンを１枚使用することができ、１枚につき**１５０円**を割引する。②**１，０００円**（税込み）以上の取引に対して、クーポンを１枚使用することができ、１枚につき**３００円**を割引する。③**２，０００円**（税込み）以上の取引に対して、クーポンを１枚使用することができ、１枚につき**６００円**を割引する。その他使い方等は取扱店舗ガイドを参照 |
| 割引金額の変更 | クーポンの割引金額は、クーポン配信日５営業日前までに町に申し出ることで、事業期間中であっても途中変更することができる。ただし、配信済みのクーポンは変更できない。 |

２．登録店舗応募資格及び条件

　小川町内に店舗を有する事業者を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者は**対象外**とする。

　⑴　スーパーマーケット

⑵　ホームセンター

　⑶　ドラッグストア

　⑷　総合衣料品販売店

　⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号の暴力団の構成員であると認められる事業者又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくはその運営に協力又は関与する事業者

　⑹　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「風俗営業法」という。）第２条第１項第４号及び第５号に規定する営業を行う事業者

　⑺　風俗営業法第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業においてサービスを提供する事業者

⑻　法令又は公序良俗に反する事業者

　⑼　その他、本事業の目的に照らして小川町長（以下「町長」という。）が不適当と判断するもの

３．申込方法

　電子申請又はスモリバLINEクーポン２０２３取扱店舗申込書（様式第１号、以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、にぎわい創出課まで、郵送、ファックスのいずれかの方法により提出すること。１事業者につき複数の店舗がある場合、店舗毎に申込書を提出すること。なお、取扱店舗登録料は無料とする。登録店舗には、町から取扱店舗登録証（様式第２号）を送付する。

４．申込期限

|  |  |
| --- | --- |
| 初回募集 | 【令和５年９月１３日（水）締切】**初回クーポン配信から登録店舗となるには、上記までに登録申請する必要がある。**９月下旬に小川町情報スモリバにて配信予定のスモリバクーポン号外メッセージ店舗一覧内に掲載予定。（店舗一覧は、町公式ホームページに掲載し、全てのクーポン配信日に配信します。） |
| 随時募集 | 初回募集の締切後は、随時登録を受け付ける。店舗一覧への反映は、申込書を受理してから７営業日程度かかる場合がある。店舗一覧に反映されてから、以降直近のクーポン配信日に当該店舗のクーポンを配信する。随時募集の最終受付日は１１月１日とする。ただし、予算の状況に応じてこれより前に終了することがある。 |

５．クーポン取扱時の注意事項

　⑴　クーポンを提示した使用者に対し、取引額から割引を行うこと。割引額は、①「５００円（税込み）以上の取引に対して１５０円割引」

②「１，０００円（税込み）以上の取引に対して３００円割引」

③「２，０００円（税込み）以上の取引に対して６００円割引」のいずれかから登録申請時に選択した金額とすること。

　⑵　電子クーポンを使用する際は、使用者又は取扱店舗スタッフにより電子クーポンに必要な操作をし、当該電子クーポンが使用済みになったことを確認すること。

　⑶　取引前に既に使用済みであるクーポンや偽装されたとわかるクーポンの使用は拒否すること。

　⑷　営業中は、必ずクーポンの使用に応じること。ただし、感染対策や安全な事業継続の観点からやむをえないと認められる場合は、スモリバLINEクーポン２０２３取扱店舗休止願い（様式第３号）を、休止する日の１０営業日前までに町に提出し承認を受けることで、営業中の取り扱いを休止することができる。

６．クーポンの使用対象にならないもの

　⑴　不動産や金融商品

　⑵　たばこ（電子たばこ、加熱式たばこ等を含む）

　⑶　商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、ギフトカード等の換金性の高いもの

⑷　国税、地方税などの公租公課

⑸　企業間取引にあたるもの

⑹　その他町長が不適当と認めるもの

７．取扱店舗の責務等

⑴　取扱店舗であることがわかるよう、分かりやすい場所に町から送付された書類等を掲示すること。

⑵　クーポンが使用できないもの（除外品目）がある場合は、その内容を分かりやすく表示すること。

⑶　電子クーポンを提示された際、その電子クーポンが期限切れでないこと及びスクリーンショット等による明らかな偽造でないことを確認すること。偽装された電子クーポンと判別できる場合は、使用を拒否するとともに、その事実をすみやかに町へ通報すること。

⑷　電子クーポンを使用した後は、再使用を防ぐため使用者又は取扱店舗により電子クーポンに必要な操作をし、当該電子クーポンが使用済みになったことを確認すること。

⑸　その他実施要綱及びこの要項の規定に反する行為をしないこと。

８．クーポン割引分の代金の請求について

|  |  |
| --- | --- |
| 手数料 | 無料 |
| 請求期間請求回数 | 令和５年１０月３０日（月）から令和６年１月１９日（金）まで１店舗あたり、原則月１回まで（資金繰りの関係等で月２回以上請求しなければならない事情がある事業者については、個別にご相談ください。） |
| 請求方法 | ・下記３点を下記換金請求窓口まで持参、審査の上、クーポン代金の支払い決定を行う。⑴取扱店舗登録証⑵スモリバLINEクーポン代金請求書（様式第４号）※要押印⑶クーポン使用状況一覧表（様式第５号）※レシートの提出は不要・支払いを決定した場合、申請者に補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第６号）を送付する。・申請から振込までの所要日数は、最大で３０日とする。 |
| 請求窓口 | 小川町役場　２階　にぎわい創出課 |
| 受付時間 | 役場開庁日の、午前９時００分から午後５時まで（なお、期限直前１週間は、午後８時まで受付時間を延長します。） |

９．最終清算調整について

　各店舗のクーポン使用枚数は、町において管理システム上から確認を行う。店舗の請求金額が、システム上から確認できる実際のクーポン使用枚数を超過している場合、町は当該店舗にレシート控えや勘定記録の提出を求め、割引の事実が確認できなかった場合には過剰請求金額分の返還を求めることとする。登録店舗は、町から過剰請求金額の返還の請求があったときは、町の指定する期限までに返還しなければならない。

１０．割引をしたことが確認できる書類の保管について

　取扱店舗は、本事業により割引した取引分のレシート控え又は勘定記録を、令和１０年１２月３１日まで保管しなければならない。保管する記録は電子記録でもよいこととする。保管された記録は、会計検査などの必要に応じて提出を求めることがある。

１１．取扱店舗の取消しについて

取扱店舗が実施要綱及びこの要項、その他法令の内容に違反すると判断したときは、取扱店舗の登録資格を取り消すものとする。この場合、登録資格取消しによって生じた損害について、町はその責を負わない。

１２．その他

　この要項は、令和５年７月３１日より施行する。



様式第１号



様式第２号



様式第３号

様式第４号





様式第５号



様式第６号